

(様式第1号)

## 指定管理者制度導入施設の管理運営に関する評価票(評価対象年度:平成30年度)

施設 の 名 称	仙台港多賀城地区緩衝緑地
指 定 管 理 者 の 名 称	株式会社東北ダイケン
施 設 所 管 部 課 ( 室 )	土木部都市計画課

## 1. 当該施設の管理形態の推移【施設所管課記入】

期 間	管理形態	指定管理者(管理受託者)の名称	摘 要
平成24年 4月 ~ 平成25年 3月	直営		休園
平成25年 4月 ~ 平成28年 3月	指定管理者	株式会社東北ダイケン	
平成28年 4月 ~ 令和3年 3月	指定管理者	株式会社東北ダイケン	

(注)管理形態欄には、直営・管理委託・指定管理者の別を記入してください。

## 2. 現指定管理者の概要【施設所管課記入】

指 定 管 理 者 の 名 称	名 称	株式会社東北ダイケン
	所在地	仙台市青葉区一番町三丁目6-1 一番町平和ビル
指 定 期 間	平成28年 4月 1日 ~ 令和3年 3月 31日 (5か年)	
募 集 方 法	<input checked="" type="checkbox"/> 公募 <input type="checkbox"/> 非公募	

## 3. 施設の概要【施設所管課記入】

施 設 の 名 称	モウーつとギューつとぅちゃんファーム仙台港多賀城緑地公園	
所 在 地	多賀城市大代, 七ヶ浜町港浜	
設 置 年 月	昭和51年 4月	
根 拠 条 例 等	県立都市公園条例	
設 置 目 的	仙台港工場地帯の公害防止策の一環として整備された緩衝緑地。東地区は芝生広場, 運動広場及びこれらを取り囲む樹林地であり, 緑の中に軽運動, ピクニック等の場を提供するもの。また, 中央地区は野球, 陸上競技場及びテニスコート等, スポーツの場を提供するもの。	
施 設 の 内 容	敷 地 面 積	約251,000㎡(東地区:約143,000㎡, 中央地区:108,000㎡)
	構 造	都市公園(緩衝緑地)
	内 容	東地区:広場, 休憩施設, 便所 中央地区:野球場・陸上競技場(サッカー場・ラグビー場)・テニスコート(バレーボール場)・管理施設(管理事務所等), 更衣室, 便所
開 館 ( 所 ) 日	年末年始(12月29日~1月3日)を除く日	
開 館 ( 所 ) 時 間	①(4月1日から9月30日まで)午前8時00分~午後6時00分 ②(10月1日から3月31日まで)午前8時00分~午後5時00分	
指 定 管 理 者 が 行 っ 業 務 の 範 囲	(1)指定管理公園に係る, 県立都市公園条例第4条1項(行為許可)及び第3項(行為の変更許可)の許可に関する事務 (2)指定管理公園に設けられた有料公園施設に係る, 県立都市公園条例第6条2項(有料公園施設利用の許可)の許可に関する事務 (3)指定管理公園の維持管理に関する業務 (4)(1)~(3)のほか, 知事が別に定める業務 (5)(1)~(4)の実施を妨げない範囲において行う自主事業	
利 用 料 金 制	採 用 の 有 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
	利 用 料 金 の 名 称	有料施設使用料 行為許可に係る公園使用料

4. 施設利用実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 開館(所)日数及び利用者数

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成30年度) (A)	前 年 度 (平成29年度) (B)	評価対象年度 (平成30年度) (C)		
開館(所)日数	365 日	365 日	365 日	100.0%	100.0%
延べ利用者数	150,000 人	150,580 人	156,378 人	104.3%	103.9%

(注)対象施設が複数ある場合は、施設ごとに記入してください。

(2) 延べ利用者数の内訳

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成30年度) (A)	前 年 度 (平成29年度) (B)	評価対象年度 (平成30年度) (C)		
一般来園者	138,000 人	133,472 人	142,473 人	103.2%	106.7%
有料施設利用者	12,000 人	17,108 人	13,905 人	115.9%	81.3%
合 計	150,000 人	150,580 人	156,378 人	104.3%	103.9%

5. 管理運営収支実績【施設所管課記入(太枠内は指定管理者記入)】

(1) 収入

(単位:千円, %)

項 目	事業計画	実 績		対計画比 (C)/(A)	対前年度比 (C)/(B)
	評価対象年度 (平成30年度) (A)	前 年 度 (平成29年度) (B)	評価対象年度 (平成30年度) (C)		
県指定管理料	29,100	29,100	29,100	100.0%	100.0%
利用料金収入	830	866	781	94.1%	90.2%
その他					
収入計 (a)	29,930	29,966	29,881	99.8%	99.7%

(2) 支出

人件費	13,800	11,874	12,710	92.1%	107.0%
施設管理費	16,980	14,737	15,622	92.0%	106.0%
事業運営費					
その他					
支出計 (b)	30,780	26,611	28,332	92.0%	106.5%

(3) 収支

収 支 (c)=(a)-(b)	-850	3,355	1,549	-182.2%	46.2%
前期繰越収支差額		3,143	3,355		106.7%
次期繰越収支差額		6,498	4,904		75.5%

※ 自主事業を実施している場合は、上記に準じて、自主事業の収支実績を別掲すること。

自主事業収入	850	711	738	86.8%	103.8%
自主事業支出		349	350		100.3%
収 支 (c)=(a)-(b)	850	362	388	45.6%	107.2%

6. 評価対象年度(平成30年度)の管理運営評価【指定管理者・施設所管課記入】

項目	事業実績 【指定管理者記入】		指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評価	県の評価 【施設所管課記入】		評価
①管理運営体制	①基本協定書、仕様書、事業計画書に基づき、施設の効率的な管理を実施する為、管理事務所に所長1名とスタッフ4名を配置。本社には担当スタッフ1名と統括責任者1名を配置し適正な管理体制を図った。 ②管理スタッフに安全教育に基づく刈払い機講習、剪定講習等の特別教育を行った。 ③毎月、担当デスクが巡回時に作業予定確認、作業実施内容確認、個人情報管理や安全管理、環境管理について指導教育を実施。		適正な体制で管理運営を行った結果施設の設置目的を達成できた。又、従事者は公の施設であることを自覚し、県の代行者として利用者への対応、態度については十分に注意を払い従事した。	A	事業計画書に示す管理事務所への配置人員(所長1名、管理員5名)よりも1名少ない体制であったが、適切な運用により、概ね適切な公園管理が行われたものと評価できる。 現在の人員数で運用を継続する場合は、次回以降の事業計画に反映すべきものとする。	A	
人員体制	正規7人	非正規0人					
②施設・設備の維持管理業務の実施	①園内の施設を適正且つ良好な状態で管理する為、予防保全、事後保全、臨時保全を適切に行い公園利用者が安心して利用できる施設の提供に努めた。 ②緑地管理においては園内の生態的特徴を理解し、適切な時期・方法を選び管理を行った。園内をゾーン別に区分し進捗管理を行い、事業計画に基づき実施、公園利用者が気軽に散策できる場を提供する事に努めた。		施設の適切及び効率的な維持管理を行い、利便性向上及び美観向上に寄与した。又、老朽化した管理事務所壁面等の修繕や緊急性が高い修繕については迅速に対応した。 事業計画書以上の緑地管理(草刈等)を行い公園の美観を維持することができた。台風や暴風警報による倒木が毎月発生したが枯れ木等の早期伐採にて対処した。	A	事業計画書に示す管理運営の水準を充分満たしたものと評価できる。 頻発した倒木被害についても、倒木や切り株に起因する事故の報告は無く、適切な対処が為されたものと評価できる。	A	
③運営業務(ソフト事業等)の実施	①日々の来園者状況調査や業務報告等、又、総務・経理業務の経営マネジメント、広報活動による利用案内、自主事業実施による利用促進を行い、県民へのサービス向上と管理経費削減を図った。 ②有料施設の施設利用許可、申請の受付、料金徴収業務を実施した。 ③行為の許可申請の受付、及び許可、料金徴収業務を実施した。 ④パンフレット設置配布やホームページにより情報を提供し広報活動を行った。 ⑤業務の実施状況について月次報告・四半期報告・アンケート集計結果報告を定められた頻度で期限を守り提出した。又、写真を添付する事で視覚的に分かり易い報告書作りに努めた。		有料施設の利用率収入は天候不順が影響しており、前年比90%となった。行為の許可にあたり公園の許可基準及び関係法令を遵守して適切に処理した。	A	施設の利用者自体は大幅に増加しており、精力的な利用促進活動が行われたものと評価できる。 公園内行為許可に関するルールも基本的には遵守されていると評価できる一方、本来想定されている様式とは異なる様式により許可・免除を行っている事例が存在したため、許可事務に係る条例、様式等に関する理解を一層深められたい。	A	
④自主事業の実施	①自主事業としてグラウンドゴルフ大会を開催した。		グラウンドゴルフ大会は第5回になり参加者に大変好評であり、継続的に実施していく。	A	恒例のイベントとして確立したものと評価できる。今後もよりよい形で継続できるよう工夫されるとともに、新たな自主事業の創出にも目を向けられたい。	A	
⑤利用者サービスの向上	①日々、公園を利用している近隣住民からの高木剪定に関する要望に関して、即座に現場状況を確認して伐採及び剪定を実施。 ②トイレの美観維持の為、清掃回数を増やして管理。 ③HPの更新をタイムリーに実施して、有料施設の予約率アップに貢献できた。		HPの更新、花壇の増設、野球用カウントボードの無料貸し出し、近隣スポーツ団体へのパンフレット配布等、事業計画書は概ね実施できた。	A	概ね事業計画書に示すとおりの方策を行なったものと認められる。 一方、HPの「新着情報」欄の更新履歴等を見ると、HPのさらなる活用については検討の余地があるものと思われる。	A	

⑥利用者の苦情、 要望等の把握 とその反映	①野球場のトンボ増設やテニスコートの ベンチ増設	施設備品要望として購入した	A	主要な苦情・要望に対し、随時対応 を行っていたものと評価できる。	A
⑦安全対策	①施設の巡回点検を職員が毎日2回 実施し、危険の予測される箇所の改 善・回避に迅速に対応するよう努め た。 ②大地震・大津波を想定した防災訓 練を実施した。 ③津波被害から8年が経過し、松くい 虫等の樹木被害が拡大している。暴風 による倒木も頻発しており、園路沿いの 樹木管理を徹底して実施。	巡回により施設の破損箇所を早期に 発見し事故を未然に防ぐ事ができた。 防災訓練を事業計画書通り実施し、有 事の際の行動や避難路の再確認がで きた。枯れ木の伐採処理を早めに実 施することで来園者への被害拡大を抑 止できた。	A	施設の損傷等に起因する重大な事 故は無く、事業計画書に定める水準の 安全対策が実施され、成果をあげたも のと認められる。	A
⑧県民の平等利 用	①利用者の公平・平等な利用の確保 に努め、利用者からの問合せ等に対し ては誠意を持って対応した。	公平・平等な利用の確保に努めた結 果、利用者からの公平性に係る苦情 等は発生しなかった。	A	公平性を欠く公園運営が為された とする根拠は無く、公平性に配慮した公 園運営が行われたものと評価できる。	A
項 目	事業実績 【指定管理者記入】	指定管理者の自己評価 【指定管理者記入】	評 価	県の評価 【施設所管課記入】	評 価
⑨個人情報の保 護	①個人情報保護規定に則り、個人情 報の取り扱いを行った。	適切に管理し個人情報の漏洩は発生 しなかった。	A	適切な個人情報の管理に努めたもの と認められる。	A
⑩利用実績	上記「4. 施設利用実績」のとおり	ホームページやパンフレット等での広報 活動を行った結果、来園者は前年比1 03%を確保できた。	A	利用者の大幅な増加が認められ、一 般利者は計画を上回ったものと認めら れる。今後も、管理との兼ね合いを図り つつ、利用促進に努められたい。	A
⑪収支実績	上記「5. 管理運営収支実績」のとおり	施設管理費は計画内に収まった。	A	支出は増加しているものの計画の範 囲内であり、適正な公園運営を行いつ つ黒字を確保しているものと評価でき る。	A

②その他の取組	①環境配慮の取組	環境配慮の取組等として、管理事務所内の冷暖房温度や照明の適正管理を行った。又、廃棄物の分別を徹底し適正処理を行った。	A	環境配慮が疎かであったとする根拠は無く、適切な環境配慮のもと公園運営が行われたものと評価できる。 平成30年度には、PCB廃棄物の搬出・処分が完了したが、保管中の流出事故等も発生せず、十分な配慮が為されたものと評価できる。	A
総合評価		指定管理者として6年目の事業年度であり、効率的、効果的に管理する事により管理レベルを維持することができた。来園者数が毎年増加しているが、今後も施設の設置目的を果たすべく、県の代行者として県民及び地域住民へのサービス向上と利用者数の拡大に尽力します。	A	平成30年度をとおり、事業計画に即した適切な公園管理が行われたものと評価できる。 来園者の増加傾向が続くのであれば、予期せぬ問題が発生することも予想されるが、一昨年度に整備した連絡体制の維持点検等をはじめ、公園の効用の増大、県民利用の促進及び施設安全確保に一層努められたい。	A

【指定管理者が行う自己評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営を行った。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営を行った。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われなかった。大いに改善努力が必要である。

【県が行う評価の基準(目安)】

評価	評価の考え方
S	年度事業計画書等の内容を上回る実績であり、優れた管理運営が行われた。
A	年度事業計画書等の内容と同程度の実績であり、適正な管理運営が行われた。
B	年度事業計画書等の内容を下回る実績であり、さらなる工夫・改善が必要である。
C	年度事業計画書等に基づく管理運営が適切に行われたとは認められず、大いに改善努力が必要である。

7. 施設管理運営の課題等【指定管理者・施設所管課記入】

項目	指定管理者 【指定管理者記入】	県 【施設所管課記入】
管理運営の課題等	自然災害及び塩害と思われる倒木が相次ぎ、事故防止に重点を置いた樹木管理がますます必要である。今後も利用者に不便をかけない施設補修対策や施設利用促進サービスの提案等が課題とされる。来期はさくらの苗木を植樹予定である。	相次ぐ倒木被害のほか、公園内での大規模工事も見込まれており、来園者の安全確保については引き続き努力願いたい。 また、行為許可事務等に用いる様式の「教示」内容が法令改正前そのままになっているのが見られたため、県都市計画課とともに、速やかに修正すべきとの認識を共有したい。